

建災防宮城県支部からのお知らせ

令和8年10月1日

1～8月で死傷15.7%減も、**死亡50%増！**対策の徹底を！

令和8年もあと3か月となりました。死傷災害は減少していますが、死亡災害は3名と50.0%増となっています。事故の型は、交通事故、墜落・転落、分類不能であり、様々な作業の場面で発生しています。

法令、ガイドライン、労働災害防止規程等に基づき、必要な措置を確実に実施し、それを維持・継続することにより、安全衛生対策を徹底しましょう。特に、交通労働災害が多数発生していることから、道路上での作業については、保安施設・緩衝施設の設置、退避場所の確保及び避難方法の周知、夜間作業時の視認性の高い服装など十分な設備・装備を図るとともに、細心の注意を払って、安全な作業を確保しましょう。

宮城労働局「交通事故による死亡労働災害の多発を踏まえた安全管理の徹底について（緊急要請）」



宮城県内の労働災害発生状況（建設業関係） 令和8年1月～8月（速報値）

宮城労働局発表資料より

年 業種	令和8年			令和7年			前年同月比			
	死傷	全産業比 (%)	死亡 (内数)	死傷	全産業比 (%)	死亡 (内数)	死傷	増減率 (%)	死亡 (内数)	増減率 (%)
全産業	1,347	100.0%	7	1,480	100.0%	5	-133	-9.0	2	40.0
建設業	140	10.4%	3	166	11.2%	2	-26	-15.7	1	50.0
土木工事業	43	3.2%	2	42	2.8%	1	1	2.4	1	100.0
建築工事業	51	3.8%	1	75	5.1%	1	-24	-32.0	0	0.0
鉄骨・鉄筋コンクリート造	7	0.5%	0	24	1.6%	0	-17	-70.8	0	—
木造家屋	22	1.6%	0	33	2.2%	1	-11	-33.3	-1	-100.0
建築設備工事	2	0.1%	0	1	0.1%	0	1	100.0	0	—
その他の建築工事	20	1.5%	1	17	1.1%	0	3	17.6	1	—
その他の建設業	46	3.4%	0	49	3.3%	0	-3	-6.1	0	—

（注1）新型コロナウイルス感染症を除く。

（注2）令和8年8月末時点での休業4日以上の労働者死傷病報告による。

建設業における死亡災害の概要

発生月	業 種	事故の型	起因物	発 生 状 況
4月	その他の土木工事業	交通事故 (道路)	トラック	高速道路路肩規制の立て看板の撤去作業を終え、作業場所の後方を警戒するために停止させていた規制車に乗り込む際に、中型トラックが規制車に衝突した。
7月	その他の建築工事業	その他	分類不能	つり足場内において橋梁の塗膜剥離作業に従事していたところ、倒れている状態で発見された。
8月	その他の土木工事業	墜落・転落	脚立	事業場敷地内に植えられた木の選定作業をするために、脚立に上がったところ墜落した。

～ 当支部では、お昼休み等の電話対応を控えさせていただきます ～ よろしくお願ひします

9/4 から、8:30 前(8:00～の緊急連絡を除く。)、12:00～13:00 及び 17:30 以後の電話対応を控えさせていただきます。今まで以上に質の高いサービスに努めてまいりますので、当支部の働き方改革に御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

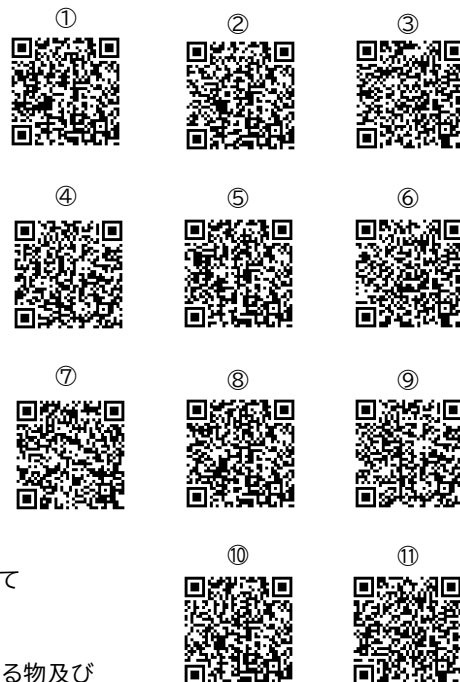


厚生労働省から安全衛生関係の多くの通達が出ています

9月号発行前後以降、多数の通達が厚生労働省から出されています。いずれも職場環境の改善・向上のため、重要な通達です。詳しくは下記QRコード又は当支部ホームページ内「お知らせ一覧」⇒「通達等」からご確認ください。

- ① 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について(個人ばく露測定等関係)
- ② 労働者50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化及び小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルについて(周知依頼)
- ③ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について
- ④ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について
- ⑤ 令和8年度 SDS 電子化補助金事業の実施に係る周知について(協力要請)
- ⑥ 「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について
- ⑦ 令和8年度全国労働衛生週間の実施について
- ⑧ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行等について(個人ばく露測定等関係)
- ⑨ 「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について
- ⑩ 業種別・作業別の化学物質管理マニュアル等の周知について
- ⑪ 「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示について

QRコードは、左上から①～⑪



「心の支援力」の高い職場づくり研修会のご案内

11月9日(月)13:30から、宮城県建設産業会館において、カスハラから従業員を守るためのメンタルヘルス対策研修会を開催します。講師は日本産業カウンセラー協会東北支部所属の藤岡奈美子先生です。カスハラから守るためのポイント、対処方法などを学んでいただき、優秀な人材を失うことがないように、しっかりと対策を講じましょう。

詳しくは、右記QRコード又は当支部ホームページ「お知らせ一覧」の8月6日付け記事をご覧ください。お申込は、ホームページ内「講習会案内」⇒「予約サイトはこちら」⇒「予約サイト」⇒予約枠検索(カテゴリー上位)「その他」⇒予約枠検索(カテゴリー下位)「メンタルヘルス対策研修会」⇒「予約状況を見る」からお願いします。

注：この研修会は仙台市自死対策事業の一環です。



最低賃金は10/1から時間額1,098円です

宮城県内で働くすべての人に適用される最低賃金が60円引き上げられて、10月1日から時間額1,098円となりました。最低賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④賞与等、⑤時間外・休日・深夜手当は含まれませんので、ご注意ください。

賃金引上げへの支援策には業務改善助成金など多くの制度が用意されていますので、自社に合った支援のご活用をお勧めします。詳しくは労働局まで。宮城労働局HP「最低賃金と引上げ支援策」➡



講習予定など建災防の情報はこちらから



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 FAX 022-265-5604